

第 7 6 号議案

桶川市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規定に基づき、基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とすることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「基本構想」とは、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(議会の議決)

第 3 条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

基本構想を策定、変更又は廃止することを議会の議決すべき事件として定めたいので、この案を提出するものである。